

# 公益社団法人おかやまの森整備公社 J-クレジット販売コーディネーター認定要領

令和 6 (2024)年 2 月 1 日制定

## (趣旨)

第 1 条 本要領は、おかやまの森整備公社(以下「公社」という。)が公社分収林の森林整備を通じて取得した J-クレジット(以下「公社 J-クレジット」という。)を県内事業者等にカーボン・オフセットを提案し、公社 J-クレジット販売コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を認定することで公社 J-クレジットの販売促進することに関して必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この要領において、用語の意義は当該各号に定めるところによる。

### (1) J-クレジット

経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット(J-クレジット)制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量

### (2) 公社 J-クレジット

J-クレジットのうち、公社分収造林において認証されたオフセット・クレジット

### (3) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

### (4) コーディネーター

企業又は企業以外の法人、事業所及びその他の規約及び代表者を定めた団体(以下「企業等」という。)のうち第 5 条の認定を受けた企業等をいう。

## (活動内容及び任期)

第 3 条 コーディネーターの活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

### (1) 岡山県内の事業者等に対するカーボン・オフセットの提案

### (2) 公社 J-クレジットのマッチング

2 コーディネーターの任期は認定の日から 3 年間とする。

## (参加表明)

第 4 条 コーディネーターの認定を受けようとする場合は、認定申請書(契約様式第 1 号)及び添付資料を持参、郵送及び電子メールの何れかの方法により、理事長に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

(1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人その他の団体等

(2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例(平成 22 年岡山県条例第 57 号。(以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。))又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を

有する法人その他の団体等

- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等
- (4) 法令又は公序良俗に反する法人その他の団体等
- (5) その他本事業の適正な実施ができないと認められる者

2 別添 プロポーザル実施

3 コーディネーターが任期満了に伴い当該認定を再度受けようとする場合は、任期満了30日前までに様式第2号によって理事長に申請することができる。

(認定)

第5条 理事長は、前条の申請に基づき、次の各号の全ての要件に該当すると認められる場合は、コーディネーターとして認定することができる。

(1) 事業実施計画書に基づき事業が適正に実施できると認められるもの

(2) 企業等の活動内容が次に該当しないと認められるもの

ア 法令等に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ その他社会的な信頼性を損なうおそれのあるもの

2 理事長は、前項の規定により認定したときは、申請のあったコーディネーターに通知するとともに公社のホームページで公表する。

3 理事長は、第4条の申請を行う団体を公社HPで公募し、事業実施計画内容を審査のうえ、2者まで認定することができるものとする。

(マッチングの報告等)

第6条 コーディネーターは、第3条第1項の規定によるマッチングが成功した場合は、速やかに理事長に契約様式第5号により報告を行うものとする。

2 マッチングに成功したコーディネーターは、公益社団法人おかやまの森整備公社J-クレジット販売要領(令和 年 月 日付け制定)第5条の規定に基づく購入申込書を提出するよう県内事業者等に指示するものとする。

(認定の取消)

第7条 理事長は、コーディネーターが次の各号に該当すると認められる場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められる場合

(2) コーディネーターが第3条第1項に規定する活動を1年間行わなかったと認められる場合

2 理事長は、前項の規定により認定の取り消しを使用とするときは、あらかじめ理由を付してコーディネーターにその旨を通知するものとする。

3 前項の通知に異議があるコーディネーターは、通知を受けた日から30日以内に理事長にその旨を申し出ることができる。

4 理事長は、前項の申出を受けたときには、調査を実施するものとする。

5 理事長は、前項の調査により認定の取り消しが適当と判断したときは、その旨を通知し、認定を取り消すものとする。

(手数料)

第8条 コーディネーターのマッチングにより公社が企業等と公社 J-クレジットの売買契約が成立した場合は、当該契約額の5パーセントの割合を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を販売手数料としてコーディネーターに支払うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。